

○ 公文書の公開状況

練馬区情報公開条例における令和5年度の公文書の公開状況は、つぎのとおりである。

1 公文書の公開請求状況

公文書の公開請求件数は2,520件、請求者は416人だった。

請求内容では、「区政一般」に関するものが多く、全体の約36.9%を占めている。

表1 公開請求の内容別件数

公文書の内容	件数(件)
区政一般	931
都市整備・建築・土木	697
社会福祉	212
教育	186
児童福祉	165
保健・衛生・医療	163
環境・清掃	88
入札・契約など	73
議会	5
合計	2,520

表2 公開請求者の内訳

区分	請求者数(人)	件数(件)
区民	126	970
区民以外	52	386
区内の法人・団体など	122	583
区外の法人・団体など	116	581
合計	416	2,520

表3 請求方法

請求方法	請求者数（人）
インターネット	223
窓口	125
ファクシミリ	52
郵送	16
合計	416

表4 公開請求の目的別件数

請求目的	件数（件）
営業活動	1,701
区政の監視、区民参加	740
学問的な調査・研究	9
私的利害の調整	15
請求目的の記載なし	55
合計	2,520

2 公文書の公開請求に対する公開決定等の状況など

請求件数（「不存在」と「存否応答拒否」と「取下げ」を除く。）に占める「全部公開」と「部分公開」による公開の割合は約99.3%だった。また、公文書公開に関する審査請求が2件あった。

表5 公開請求処理状況

処理状況	件数（件）
全部公開	1,321
部分公開	740
非公開	15
不存在	197
存否応答拒否	4
取下げ	243
合計	2,520

表6 公開請求に対する非公開の理由別件数

非公開とした理由	件数（件）
個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るもの	418
法人などに関する情報で、法人などの正当な利益を害するもの	315
公共の安全と秩序の維持に支障が生じる恐れがあるもの	5
審議・検討・協議に関する情報で、意思決定の中立性が不当に損なわれるなどの恐れがあるもの	12
事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるもの	146
法令等の規定によって公開できないもの	0
他の制度との調整が必要なもの	3

※ 同一の公文書に、複数の理由が含まれているものがある。

表7 公開諾否の決定に要した期間

公開諾否の決定期間	件数（件）
1週間以内	69
8日から14日まで	590
15日	585
16日から30日まで ※1	827
31日以上 ※2	206
取り下げられたもの	243
合計	2,520

※1 条例第12条第2項を適用し、決定期間を延長したもの。

※2 条例第13条第1項を適用し、決定期間を延長したもの。（ただし、件数は5年度中に公開諾否を決定したもの。）